

千葉県警察本部新庁舎建設等事業

基本協定書（案）

平成16年10月26日

千 葉 県

千葉県警察本部新庁舎建設等事業

基本協定書（案）

千葉県警察本部新庁舎建設等事業（以下「本事業」という。）に関して、千葉県と〔応募グループの構成員又は応募企業〕（以下「落札者」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し、〔応募グループの構成員又は応募企業〕が落札者として決定されたことを確認し、千葉県と、落札者が設立する本事業の遂行者（以下「特別目的会社」という。）とが、本事業、本事業に係る資金調達、及びこれらに付随し関連する一切の事項に関する契約（以下「事業契約」という。）を締結することに向けた千葉県及び落札者の義務を定めると共に、その他、本事業の円滑な実施等に必要な双方の協力、諸手続について定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第2条 千葉県及び落札者は、千葉県と特別目的会社とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 落札者は、事業契約締結のための協議においては、本事業の入札手続における千葉県の要望事項を尊重するものとする。

（特別目的会社の設立）

第3条 落札者は、本基本協定締結後、平成〔17〕年〔 〕月〔 〕日までに、特別目的会社を商法（明治32年法律第48号）に定める株式会社の形態で設立し、その商業登記簿謄本を千葉県に提出するものとする。

2 落札者は、前項により設立する株式会社の本社所在地を千葉市内におくこととする。

3 第1項の場合、落札者は必ず特別目的会社に出資するものとし、〔資格確認申請時に落札した応募グループの代表企業として明記された者（以下「代表企業」という。）〕〔落札した応募企業〕は、特別目的会社の総株主の議決権のうち最大の割合を保有するものとする。また、落札者が保有する議決権の合計割合は、特別目的会社の総株主の議決権の2分の1を超えるものとする。

4 事業契約期間中において、応募グループの構成員は原則として出資比率は変更できないものとする。ただし、事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られると共に、千葉県の利益を侵害しないと認められる場合には、千葉県はかかる出資比率の変更について協議に応じることができるものとする。

（株式の譲渡）

第4条 落札者は、事業契約上の事業期間が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、保有する特別目的会社の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分を行う場合には、千葉県の事前の書面による承認を得るものとする。

(仮契約及び事業契約)

第5条 千葉県及び落札者は、本事業に関する入札手続において既に提示した入札説明書に記載した事業日程に沿って、事業契約を県と事業者との間で締結せしめるものとする。

2 県及び事業者は仮契約の定めに従い事業契約を締結するものとする。

3 千葉県は、入札説明書に添付の事業契約書案の文言に関し、落札者より説明を求められた場合、入札説明書において示された本事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。

4 千葉県及び落札者は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。

(業務の委託、請負)

第6条 特別目的会社による本事業の実施に関し、落札者は、施設の建設に係る業務を[]に、施設の維持管理業務を[]に、特殊機器の整備及び保守管理業務を[]に、それぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

2 落札者は、事業契約が千葉県と特別目的会社との間で締結された後、速やかに、前項に定める各業務を委託し又は請け負わせる者と特別目的会社との間において、各業務に関する業務委託契約又は請負契約(若しくはこれに代わる覚書等)を締結させるものとし、当該契約書等の写しなど各業務を委託し又は請け負わせた事実を証する書面を、千葉県に提出するものとする。

3 第1項により業務を受託し又は請け負った者は、当該業務を誠実に実施するものとする。

(出資者保証書等)

第7条 落札者は、事業契約の締結の日において、別紙1の様式による出資者保証書を千葉県に提出するとともに、特別目的会社の株式を保有する落札者以外の者から、別紙2の様式による誓約書を徴求して千葉県に提出するものとする。

(準備行為)

第8条 落札者は、事業契約締結前にも、本事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができ、千葉県は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力するものとする。

2 前項の準備行為の結果は、事業契約締結後においては、特別目的会社が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(建設等に関する確認)

第9条 千葉県及び落札者は、事業契約締結までの間において、VE提案による設計変更、建設、運営の仕様、その他契約、費用などの事項について協議し、確認を行うものとする。

(事業契約不調の場合の処理)

第10条 県及び落札者のいずれの責にも帰すべからざる事由により、千葉県と特別目的会社との間で事業契約の締結に至らなかった場合、千葉県及び落札者が本事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、千葉県及び落札者は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

(秘密保持)

第11条 千葉県と落札者は、本基本協定に関する事項につき知りえた情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。但し、千葉県情報公開条例(平成12年12月8日条例第65号)等に基づき開示する場合は、この限りではない。

(本基本協定書の効力)

第12条 本基本協定は、事業契約締結後も事業契約が継続している間は効力を有し、千葉県及び落札者を拘束するものとする。

(準拠法)

第13条 本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、千葉県並びに落札者がそれぞれ記名押印の上、千葉県及び[応募グループの構成員又は応募企業]が各1通を保有する。

平成 年 月 日

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県知事 堂本 暁子 印

(住所)

[]会社(代表企業)
代表取締役 印

(住所)

[]会社
代表取締役 印

(住所)

[]会社
代表取締役 印

別紙1（落札者が応募グループの場合）

平成[]年[]月[]日

千葉県知事 堂本 暁子 様

出 資 者 保 証 書

千葉県と[](以下、「事業者」という。)との間において、平成[]年[]月[]日付
けで締結された千葉県警察本部新庁舎建設等事業契約(以下「本契約」という。)に関して、株主
である[] []及び[](以下「当社ら」という。)は、千葉県に対して下記の事項を連帯
して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本出資者保証書にお
いて用いられる用語の定義は、本契約に定めるとおりとします。

記

- 1 事業者が、平成[]年[]月[]日に、商法(明治32年法律第48号)上の株式会
社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 (1)本日時点における事業者の発行済株式総数は[]株であること。
(2)当社らの保有する事業者の株式の総数は[]株であり、そのうち[]株は[]
会社が、[]株は[]会社が、[]株は[]会社がそれぞれ保有すること。
(3)当社ら以外の者が保有する事業者の株式の総数は[]株であり、そのうち[]株
は[]会社が、[]株は[]会社が、[]株は[]会社がそれぞれ保有する
こと。
- 3 当社らは、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、千葉県の事前の書面
による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わな
いこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部に
つき譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合においても、千葉県の事前の書面による
承諾を得て行うこと。千葉県の承諾を得て、当社らが保有する事業者の株式の譲渡、担保権
等の設定その他の処分をする場合、処分の契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の
写しを、千葉県に提出すること。

以 上

(住所)
[]会社(代表企業)
代表取締役 印

(住所)
[]会社
代表取締役 印

(住所)
[]会社
代表取締役 印

別紙1(落札者が応募企業の場合)

平成[]年[]月[]日

千葉県知事 堂本 暁子 様

出 資 者 保 証 書

千葉県と[](以下、「事業者」という。)との間において、平成[]年[]月[]日付けで締結された千葉県警察本部新庁舎建設等事業契約(以下「本契約」という。)に関して、株主である[](以下「当社」という。)は、千葉県に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本出資者保証書において用いられる用語の定義は、本契約に定めるとおりとします。

記

- 1 事業者が、平成[]年[]月[]日に、商法(明治32年法律第48号)上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 (1)本日時点における事業者の発行済株式総数は[]株であること。
(2)当社の保有する事業者の株式の総数は[]株であること。
(3)当社以外の者が保有する事業者の株式の総数は[]株であり、そのうち[]株は[]会社が、[]株は[]会社が、[]株は[]会社がそれぞれ保有すること。
- 3 当社は、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、千葉県の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。千葉県の承諾を得て、当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合、処分の契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、千葉県に提出すること。

以 上

(住所)
[]会社
代表取締役

印

平成 [] 年 [] 月 [] 日

千葉県知事 堂本 暁子 様

誓 約 書

千葉県と [] (以下「事業者」という。)との間において、平成 [] 年 [] 月 [] 日付けで締結された千葉県警察本部新庁舎建設等事業契約 (以下「本契約」という。)に関して、当社は、千葉県に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、本契約に定めるとおりとします。

記

- 1 本日時点において、当社が保有する事業者の株式の総数は、[] 株であること。
- 2 当社は、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、千葉県の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。千葉県の承諾を得て、当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合、処分の契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、千葉県に提出すること。
- 3 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴し、千葉県に提出すること。

以 上

(住所)

[] 会社

代表取締役

印